

○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

平成 25 年 3 月 28 日

規則第 9 号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則をここに公布する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 訪問介護

第 1 節 基本方針(第 3 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 4 条・第 5 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 6 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 7 条—第 40 条)

第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準(第 40 条の 2・第 40 条の 3)

第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 41 条—第 45 条)

第 3 章 訪問入浴介護

第 1 節 基本方針(第 46 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 47 条・第 48 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 49 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 50 条—第 57 条)

第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 58 条—第 61 条)

第 4 章 訪問看護

第 1 節 基本方針(第 62 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 63 条・第 64 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 65 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 66 条—第 77 条)

第 5 章 訪問リハビリテーション

第 1 節 基本方針(第 78 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 79 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 80 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 81 条—第 87 条)

第 6 章 居宅療養管理指導

第 1 節 基本方針(第 88 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 89 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 90 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 91 条—第 96 条)

第 7 章 通所介護

- 第1節 基本方針(第97条)
- 第2節 人員に関する基準(第98条・第99条)
- 第3節 設備に関する基準(第100条)
- 第4節 運営に関する基準(第101条—第111条)
- 第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第112条—第129条)
- 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第130条—第133条)

第8章 通所リハビリテーション

- 第1節 基本方針(第134条)
- 第2節 人員に関する基準(第135条)
- 第3節 設備に関する基準(第136条)
- 第4節 運営に関する基準(第137条—第144条)

第9章 短期入所生活介護

- 第1節 基本方針(第145条)
- 第2節 人員に関する基準(第146条・第147条)
- 第3節 設備に関する基準(第148条・第149条)
- 第4節 運営に関する基準(第150条—第166条)
- 第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第167条・第168条)
 - 第2款 設備に関する基準(第169条・第170条)
 - 第3款 運営に関する基準(第171条—第179条)
- 第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第179条の2・第179条の3)
- 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準(第180条—第186条)

第10章 短期入所療養介護

- 第1節 基本方針(第187条)
- 第2節 人員に関する基準(第188条)
- 第3節 設備に関する基準(第189条)
- 第4節 運営に関する基準(第190条—第202条)
- 第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第203条・第204条)
 - 第2款 設備に関する基準(第205条)
 - 第3款 運営に関する基準(第206条—第214条)

第11章 特定施設入居者生活介護

- 第1節 基本方針(第215条)
- 第2節 人員に関する基準(第216条・第217条)

第3節 設備に関する基準(第218条)

第4節 運営に関する基準(第219条—第235条)

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第236条・第237条)

第2款 人員に関する基準(第238条・第239条)

第3款 設備に関する基準(第240条)

第4款 運営に関する基準(第241条—第246条)

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針(第247条)

第2節 人員に関する基準(第248条・第249条)

第3節 設備に関する基準(第250条)

第4節 運営に関する基準(第251条—第261条)

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第262条・第263条)

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針(第264条)

第2節 人員に関する基準(第265条・第266条)

第3節 設備に関する基準(第267条)

第4節 運営に関する基準(第268条—第274条)

第14章 雑則(第275条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年静岡県条例第24号)第3条、第5条及び第6条の規定に基づき、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅サービス事業者 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。

(2) 指定居宅サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。

(3) 指定居宅サービス 法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。

(4) 利用料 法第41条第1項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(5) 利用者負担 法第41条第1項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

- (5) 居宅介護サービス費用基準額 法第 41 条第 4 項第 1 号又は第 2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- (7) 基準該当居宅サービス 法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- (8) 共生型居宅サービス 法第 72 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- (9) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (10) 居宅介護支援事業者 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。

(一部改正〔平成 28 年規則 15 号・31 年 23 号〕)

第 2 章 訪問介護

第 1 節 基本方針

第 3 条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 4 条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項の政令で定める者(以下この節から第 4 節までにおいて「訪問介護員等」という。)の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。)第 5 条による改正前の法(以下「旧法」という。)第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。))の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及

び当該第1号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び当該第1号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第5条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第6条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が第4条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び当該第1号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとする

きは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(指定訪問介護を提供することが困難な場合の対応)

第9条 指定訪問介護事業者は、その指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定訪問介護事業者は、利用者から指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅

介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する規則(平成 26 年静岡県規則第 12 号。以下「指定居宅介護支援基準等規則」という。))第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 13 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。))との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 14 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿った指定訪問介護の提供)

第 15 条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第 64 条第 1 号ハの居宅サービス計画及び同号ニの計画を含む。以下同じ。))が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第 16 条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行等)

第 17 条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(指定訪問介護の提供の記録)

第 18 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の

提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的な指定訪問介護の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の額)

第 19 条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係る指定訪問介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定訪問介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第 20 条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第 21 条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第 22 条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ

の家族に対し、指定訪問介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行う。

(4) 指定訪問介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な助言を行い、及び利用者又はその家族からの相談に対し適切な対応を行う。

(訪問介護計画の作成)

第23条 サービス提供責任者(第4条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この条及び第27条において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等について定めた訪問介護計画(以下「訪問介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対する指定訪問介護の提供の禁止)

第24条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 指定訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第27条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の

管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第 23 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や指定訪問介護に関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔^{くわう}機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他指定訪問介護の内容の管理について必要な業務を実施すること。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

(運営規程)

第 28 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(介護等の総合的な提供)

第 29 条 指定訪問介護事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(業務継続計画の策定等)

第 30 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(追加〔令和 3 年規則 25 号〕)

(衛生管理等)

第 31 条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん

延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(揭示)

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第28条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問介護の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(秘密保持等)

第33条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第163条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(追加〔平成30年規則16号〕)

(居宅介護支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第35条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者による居宅サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための

窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 37 条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(事故発生時の対応)

第 38 条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(虐待の防止)

第 38 条の 2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(会計等の区分)

第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第40条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 第18条第2項の提供した具体的な指定訪問介護の内容等の記録
- (3) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(追加〔平成31年規則23号〕)

(共生型訪問介護の基準)

第40条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第179条の2において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う

者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(追加〔平成31年規則23号〕)

(準用)

第40条の3 第3条、第4条(第1項を除く。)及び第5条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者(とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

(追加〔平成31年規則23号〕)

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(一部改正〔平成31年規則23号〕)

(訪問介護員等の員数)

第41条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項の政令で定める者(以下この節において「訪問介護員等」という。)の員数は、3以上とする。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち、1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。)に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第 42 条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第 43 条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業及び第 41 条第 3 項に規定する第 1 号訪問事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第 44 条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該基準該当訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該基準該当訪問介護が、法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該基準該当訪問介護が、第 41 条第 2 項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該基準該当訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該基準該当訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね 2 分の 1 を超えない場合

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第 23 条第 1 項の訪問介護計画の実施状況等から、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない

ない。

(準用)

第45条 第1節及び第4節(第14条、第19条第1項、第24条、第29条並びに第36条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第19条第2項及び第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第19条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第23条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第41条第2項」と、「第27条」とあるのは「第45条において準用する第27条」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第46条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第47条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第13号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。))第47条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準規則第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第 48 条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第 3 節 設備に関する基準

第 49 条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 49 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第 50 条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域(その指定訪問入浴介護事業所が通常時に指定訪問入浴介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係る指定訪問入浴介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定訪問入浴介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第 51 条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第 52 条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定訪問入浴介護を適切に提供する。
- (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定訪問入浴介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行う。
- (4) 指定訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、指定訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触するものについては、指定訪問入浴介護の提供ごとに消毒したものを使用する。

(緊急時等の対応)

第 53 条 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第 54 条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 55 条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 指定訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(記録の整備)

第56条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問入浴介護の内容等の記録
- (2) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第57条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この

場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第58条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 基準該当訪問入浴介護の事業及び基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準規則第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業及び基準該当介護予防訪問入浴介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第60条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第61条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2から第34条まで、第35条から第39条まで(第36条第5項及び第6項を除く。)

及び第 46 条並びに前節(第 50 条第 1 項及び第 57 条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 61 条において準用する第 55 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 17 条、第 30 条の 2 第 2 項、第 31 条第 1 項及び第 3 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 18 条第 1 項中「内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 20 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第 31 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第 50 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 4 章 訪問看護

第 1 節 基本方針

第 62 条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

第 2 節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第 63 条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問看護の提供に当たる看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)

ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5 以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。)

指定訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数

- 2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準規則第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準規則第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第63条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合において、指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項第4号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)については、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号・30年16号〕)

(管理者)

第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識

及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第65条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第65条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ、同条第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(指定訪問看護を提供することが困難な場合の対応)

第66条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、その指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域(当該指定訪問看護事業所が通常時に指定訪問看護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第67条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の額)

第68条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 1 項の療養の給付若しくは同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 64 条第 1 項の療養の給付若しくは同法第 78 条第 1 項の訪問看護療養費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係る指定訪問看護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定訪問看護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第 69 条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第 70 条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第 72 条第 1 項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(5) 指定訪問看護の提供に当たっては、特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師の指示等)

第 71 条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書(次条第 1 項に規定する訪問看

護計画を記載した書面をいう。以下同じ。)及び同条第5項の訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の指示並びに訪問看護計画書及び次条第5項の訪問看護報告書の提出は、診療録その他の帳簿書類(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成)

第72条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示、心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等について定めた訪問看護計画(以下「訪問看護計画」という。)を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第4項の規定は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(同居家族に対する訪問看護の提供の禁止)

第73条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第74条 看護師等は、指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第75条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(記録等の整備)

第76条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第71条第2項の指示の記録
- (2) 訪問看護計画
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問看護の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第77条 第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで、第35条から第39条まで及び第54条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第75条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第78条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第79条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

第3節 設備に関する基準

第80条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第79条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第81条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は健康保険法第63条第1項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項の療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域(その指定訪問リハビリテーション事業所が通常時に指定訪問リハビリテーションを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係る指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定訪問リハビリテーションの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第82条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(4) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従った指定訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録に記載するとともに、医師に報告する。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に

規定する訪問リハビリテーション計画又は第 139 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・28 年 15 号・令和 3 年 25 号〕)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第 84 条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等について定めた訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

2 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第 135 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第 139 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(運営規程)

第 85 条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(記録等の整備)

第 86 条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第 18 条第 2 項の提供した具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第 25 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 36 条第 2 項の苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第 87 条 第 7 条から第 12 条まで、第 14 条から第 18 条まで、第 20 条、第 25 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 39 条まで、第 54 条及び第 67 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 85 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第 12 条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第 17 条、第 30 条、第 30 条の 2 第 2 項、第 31 条第 1 項及び第 3 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

第 6 章 居宅療養管理指導

第 1 節 基本方針

第 88 条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 89 条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者(以下「居宅療養管理指導従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準規則第 87 条第 1 項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準規則第 86 条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 87 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 90 条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せ

て受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 88 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

第 4 節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第 91 条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額又は健康保険法第 63 条第 1 項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項の療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係る指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第 92 条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第 93 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理の下に、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事

項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

(3) 前号の指導又は助言を行ったときは、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行う。

(5) 前号の情報の提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議において行わなければならない。

(6) 第4号の情報の提供又は助言をサービス担当者会議において行うことが困難なときは、当該情報の提供又は助言は、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記載する。

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供する。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導の内

容について、速やかに診療記録に記載するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(運営規程)

第94条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(記録の整備)

第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定居宅療養管理指導の内容等の記録
- (2) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第96条 第7条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第54条及び第67条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第94条」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第30条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

第7章 通所介護

第1節 基本方針

第97条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第98条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定通所介護の提供に当たる従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位(指定通所介護の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この章において同じ。)ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が利用者

(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び当該第1号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては利用者の数から15を減じた数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 第5項の機能訓練指導員 1以上

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者をいう。以下同じ。)は、指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

5 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び当該第1号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号・28年15号〕)

(管理者)

第99条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第100条 指定通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 食堂及び機能訓練室並びに相談室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護事業所の利用定員(指定通所介護事業所において同

時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。

5 指定通所介護事業者が第98条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び当該第1号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号・28年15号〕)

第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第101条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域(その指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「利用料等指針告示」という。)に定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係る指定通所介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定通所介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第102条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第103条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行う。

(4) 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成等)

第104条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画(以下「通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 指定通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って通所介護計画を作成しなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容につい

て利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所介護従業者は、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(運営規程)

第 105 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実施地域
- (7) 指定通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第 106 条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第 107 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 108 条 指定通所介護事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所介護事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、第 1 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4 指定通所介護事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

5 指定通所介護事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(衛生管理等)

第 109 条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(地域との連携等)

第 109 条の 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(追加〔令和 3 年規則 25 号〕)

(事故発生時の対応)

第 109 条の 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第 100 条第 4 項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(記録等の整備)

第 110 条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 通所介護計画

(2) 次条において準用する第 18 条第 2 項の提供した具体的な指定通所介護の内容等の記録

(3) 次条において準用する第 25 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 36 条第 2 項の苦情の内容等の記録

(5) 前条第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 111 条 第 7 条から第 16 条まで、第 18 条、第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条の 2、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条、第 36 条、第 38 条の 2、第 39 条及び第 54 条の規

定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第26条、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・30年16号・令和3年25号〕)

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(全部改正〔平成31年規則23号〕)

(共生型通所介護の基準)

第112条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生

活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第 165 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(全部改正〔平成 31 年規則 23 号〕)

(準用)

第 113 条 第 7 条から第 16 条まで、第 18 条、第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条の 2、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条、第 36 条、第 38 条の 2、第 39 条、第 54 条、第 97 条、第 99 条及び第 100 条第 4 項並びに前節(第 111 条を除く。))の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 28 条の運営規程」とあるのは「運営規程(第 105 条の運営規程をいう。第 32 条第 1 項において同じ。))と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))と、第 26 条及び第 30 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 32 条第 1 項中「第 28 条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 100 条第 4 項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。))とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 103 条第 2 号、第 104 条第 5 項及び第 106 条第 3 項及び第 4 項並びに第 109 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 110 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 18 条第 2 項」とあるのは「第 18 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 25 条」とあるのは「第 25 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 36 条第 2 項」とあるのは「第 36 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(全部改正〔平成 31 年規則 23 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

第 114 条から第 129 条まで 削除

(〔平成 31 年規則 23 号〕)

第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第 130 条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。))の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。))が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。))ごとに置くべき基

準該当通所介護の提供に当たる従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員 基準該当通所介護の単位(基準該当通所介護の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この条及び第132条において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては利用者の数から15を減じた数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 機能訓練指導員は、基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

5 基準該当通所介護の事業及び第1項第3号に規定する第1号通所事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号・28年15号〕)

(管理者)

第131条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理に支

障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第 132 条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所並びに生活相談を行う場所の基準は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに基準該当通所介護事業所の利用定員(基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項の設備は、専ら基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業及び第 130 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・28 年 15 号〕)

(準用)

第 133 条 第 7 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条の 2、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条、第 36 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 38 条の 2、第 39 条、第 54 条、第 97 条及び第 4 節(第 101 条第 1 項及び第 111 条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 133 条において準用する第 105 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 18 条第 1 項中「内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 20 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第 26 条、第 30 条の 2 第 2 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 101 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」

とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・30年16号・令和3年25号〕)

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第134条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

第2節 人員に関する基準

第135条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位(指定リハビリテーションの提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準規則第116条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準規則第115条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、利用者の数が10人を超える場合にあつては提

供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、利用者の数が10人を超える場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 医師は、常勤でなければならない。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第116条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第136条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションの提供に必要な専用の機械及び器具を備えなけれ

ばならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 117 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

第 4 節 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第 137 条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 138 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所リハビリテーションの提供ができる体制を整える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(通所リハビリテーション計画の作成等)

第 139 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所リハビリテーションの内容等について定めた通所リ

ハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

2 医師等の従業者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーション計画に従った指定通所リハビリテーションの実施状況及びその評価について診療記録に記載しなければならない。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第84条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者等の責務)

第140条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、その職務の全部又は一部の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(運営規程)

第141条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域(その指定通所リハビリテーション事業所が通常時に指定

通所リハビリテーションを提供する地域をいう。)

- (7) 指定通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(衛生管理等)

第142条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(記録等の整備)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定通所リハビリテーションの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第144条 第7条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25

条、第 26 条、第 30 条の 2、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 39 条まで、第 67 条、第 101 条及び第 106 条から第 108 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 141 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第 12 条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第 26 条、第 30 条の 2 第 2 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第 106 条第 3 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

第 9 章 短期入所生活介護

第 1 節 基本方針

第 145 条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 146 条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定短期入所生活介護事業所の利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準規則第 128 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準規則第 127 条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 162 条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。)が 40 人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上
 - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 調理員その他の従業者 指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法その他の法律に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数を確保するものとする。
- 5 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。
- 7 機能訓練指導員は、指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せ

て受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 128 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

(管理者)

第 147 条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第 3 節 設備に関する基準

(利用定員)

第 148 条 指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、20 人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第 146 条第 2 項の場合にあつては、この限りでない。

2 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(第 169 条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及びユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合の利用定員の総数が 20 人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を 20 人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 130 条第 1 項及び第 2 項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第 149 条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第 9 号の 3 の準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町にあっては、市町長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第166条において準用する第108条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第166条において準用する第108条第1項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、指定短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室

- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(第1号に掲げるものを除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第146条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所及び洗面設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 居室 次のいずれにも該当するものとすること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに指定短期入所生活介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室、食堂、機能訓練室、浴室又は静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第131条第1項から第7項までに規定する設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第150条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第162条の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定短期入所生活介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定短期入所生活介護の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第151条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の額等)

第152条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号。以下「居室等基準告示」という。)に定める基準に基づき利用者を選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者を選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号。以下「算定基準告示」という。)に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係る指定短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係る指定短期入所生活介護の提供についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第153条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を

旨とし、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第 154 条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用する指定居宅サービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等について定めた短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

第 155 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、

着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し当該利用者の負担により、その指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第156条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第157条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第158条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第159条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第160条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第161条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第162条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 指定短期入所生活介護の利用定員(第 146 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の見送の実施地域
- (6) 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(一部改正 [令和 3 年規則 25 号])

(定員の遵守)

第 163 条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第 146 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員又は居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(一部改正 [平成 27 年規則 22 号・30 年 16 号])

(地域等との連携)

第 164 条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力又は地域住民の自発的な活動等との連携を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録等の整備)

第 165 条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画

- (2) 次条において準用する第 18 条第 2 項の提供した具体的な指定短期入所生活介護の内容等の記録
- (3) 第 153 条第 5 項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第 25 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 36 条第 2 項の苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第 166 条 第 8 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条、第 25 条、第 30 条の 2、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条から第 39 条まで(第 37 条第 2 項を除く。)、第 54 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 30 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 162 条」と、同項及び第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 106 条第 3 項及び第 4 項並びに第 109 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 5 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 167 条 第 1 節、第 3 節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 168 条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 169 条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 179 条において準用する第 166 条において準用する第 108 条第 1 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 179 条において準用する第 166 条において準用する第 108 条第 1 項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのユニット型指定短期入所生活介護の提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないこと

ができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第146条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第8号)第31条のユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 ユニット及び浴室の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準規則第152条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準規則第150条のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

をいう。以下同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第 178 条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。

(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。

(エ) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次のいずれにも該当するものとすること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次のいずれにも該当するものとすること。

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次のいずれにも該当するものとすること。

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8 メートル(中廊下にあつては、2.7 メートル)以上とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 メートル(中廊下にあつては、1.8 メートル)以上として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 152 条第 1 項から第 7 項まで

に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(準用)

第170条 第148条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の額等)

第171条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(算定基準告示に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のう

ち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所生活介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係るユニット型指定短期入所生活介護の提供についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、ユニット型指定短期入所生活介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第173条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行

われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し当該利用者の負担により、そのユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第174条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第175条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第 176 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用定員(第 146 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第 146 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (5) ユニット型指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) ユニット型指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(勤務体制の確保等)

第 177 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そ

の他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第146条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第179条 第150条、第151条、第154条、第157条から第159条まで、第161条及び第164条から第166条(第106条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第150条第1項中「第162条」とあるのは「第176条」と、第165条第2項第2号中「次条」とあるのは「第179条において準用する第166条」と、同項第3号中「第153条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第179条において準用する第166条」と読み替えるものとする。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(追加〔平成31年規則23号〕)

(共生型短期入所生活介護の基準)

第179条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者を利用してない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を

行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(追加〔平成31年規則23号〕)

(準用)

第179条の3 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで(第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条及び第147条並びに第4節(第166条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第32条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程(第162条の運営規程をいう。)」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第1項中「第162条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第153条第3項、第154条第1項及び第161条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(追加〔平成31年規則23号〕、一部改正〔令和3年規則25号〕)

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準

(一部改正〔平成31年規則23号〕)

(指定通所介護事業所等との併設)

第180条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期

入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 52 条第 1 項の指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・28 年 15 号〕)

(従業者の員数)

第 181 条 基準該当短期入所生活介護事業者が、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 1 以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準規則第 164 条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 183 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上

(3) 栄養士 1 以上

(4) 機能訓練指導員 1 以上

(5) 調理員その他の従業者 基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第 2 号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 機能訓練指導員は、基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第 1 項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が、

同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第165条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第182条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用定員)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業所の利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第167条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 居室、食堂及び機能訓練室、浴室、便所並びに洗面所の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 居室 次のいずれにも該当するものとする。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに基準該当短期入所生活介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第168条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護事業所等との連携)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との連携及び指定通所介護事業所等に対する支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第186条 第8条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで(第36条第5項及び第6項並びに第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条並びに第4節(第152条第1項及び第166条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第186条において準用する第162条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項及び第4項並

びに第 109 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 152 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 158 条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第 163 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第 165 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 18 条第 2 項」とあるのは「第 18 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 25 条」とあるのは「第 25 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 36 条第 2 項」とあるのは「第 36 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・30 年 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 10 章 短期入所療養介護

第 1 節 基本方針

第 187 条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 188 条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準規則第 172 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準規則第 171 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第 200 条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要

な数以上とする。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。)第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法施行規則(昭和 23 年厚生労働省令第 50 号)第 19 条第 2 項第 3 号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所(前 2 号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を 1 人以上配置していること。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 172 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

第 3 節 設備に関する基準

第 189 条 指定短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例(平成 25 年静岡県条例第 26 号)第 2 条第 2 項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) 診療所(前号に規定する療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者 1 人につき 6.4 平方メートル以上とすること。

イ 浴室を有すること。

ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例(平成 30 年静岡県条例第 22 号)第 2 条第 2 項に規定するユニット型介護医療院をいう。第 205 条及び第 213 条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

2 前項第 3 号及び第 4 号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 173 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

第 4 節 運営に関する基準

(対象者)

第 190 条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況に

より、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成18年旧介護保険法第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(利用料等の額等)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(算定基準告示に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のう

ち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項の費用の額に係る指定短期入所療養介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該指定短期入所療養介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係る指定短期入所療養介護についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第193条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて、医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用する指定居宅サービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、指定短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所療養介護の内容等について定めた短期入所療養介護計画(以下「短期入所療養介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

らない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第 194 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当適切に行う。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等(平成 12 年厚生省告示第 124 号)に定めるもののほか行ってはならない。

(6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成 12 年厚生省告示第 125 号)に定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第 195 条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 196 条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し当該利用者の負担により、その指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第 197 条 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第 198 条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第 199 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第 200 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する

病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 診療所(前号に規定する療養病床を有する診療所を除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(記録等の整備)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 短期入所療養介護計画

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定短期入所療養介護の内容等の記録

(3) 第192条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第202条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第39条まで(第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条、第142条、第150条、第151条第2項及び第164条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第199条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第106条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第142条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第150条第1項中「第162条」とあるのは「第199条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第203条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室又は病室(以下この節において「療養室等」という。)及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第204条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第205条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる

設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準規則第190条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準規則第188条のユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第190条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

第3款 運営に関する基準

(利用料等の額等)

第206条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住

費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(算定基準告示に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項の費用の額に係るユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所療養介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係るユニット型指定短期入所療養介護についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、ユニット型指定短期入所療養介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 208 条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し当該利用者の負担により、そのユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第 209 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の病状、心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその病状及び心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第 210 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第 211 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) ユニット型指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- (一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第 212 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉

士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(定員の遵守)

第 213 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員又は療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員又は病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

(準用)

第 214 条 第 190 条、第 193 条から第 195 条まで、第 201 条及び第 202 条(第 106 条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 201 条第 2 項第 2 号中「次条」とあるのは「第 214 条において準用する第 202 条」と、同項第 3 号中「第 192 条第 5 項」とあるのは「第 207 条第 7 項」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 214 条において準用する第 202 条」と、第 202 条中「第 199 条」とあるのは「第 211 条」と読み替えるものとする。

第 11 章 特定施設入居者生活介護

第 1 節 基本方針

第 215 条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定特定施設(特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 216 条 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が 30 を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 以上

(イ) 利用者の数が 30 を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 に、利用者の数から 30 を減じた数が、50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

ウ 常に 1 以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

- (3) 機能訓練指導員 1 以上
- (4) 計画作成担当者 1 以上(利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

(指定介護予防サービス等基準規則第 201 条第 2 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス基準規則第 201 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が 30 を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1 以上

(イ) 総利用者数が 30 を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1 に、総利用者数から 30 を減じた数が、50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

ウ 常に 1 以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1 以上

(4) 計画作成担当者 1 以上(総利用者数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

3 第 1 項及び前項の利用者の数並びに前項の介護予防サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 生活相談員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

5 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、それぞれのうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。

6 機能訓練指導員は、特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第 2 項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第 2 項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、

当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、それぞれのうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第217条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第218条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、指定特定施設の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室が他に確保されている場合にあつては一時介護室を、機能訓練室を行うために適当な広さの場所が他に確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすものとする。

ア 一の介護居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難に有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、指定特定施設入居者生活介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所は、介護居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造及び設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準規則第204条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第230条の運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者の指定特定施設入居者生活介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適

切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第7条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定特定施設入居者生活介護の提供等)

第220条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

第221条 削除

(〔平成27年規則22号〕)

(サービスの提供の記録)

第222条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的な指定特定施設入居者生活介護の内容等を記録しなければならない。

(利用料等の額等)

第223条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係る指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定特定施設入居者生活介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第224条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、指定特定施設入居者生活介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(特定施設サービス計画の作成)

第 225 条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指定特定施設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入居者生活介護を提供する上での留意事項等について定めた特定施設サービス計画(以下「特定施設サービス計画」という。)の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第 226 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前 3 項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第 227 条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第 228 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置か

れている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第 229 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第 230 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び介護居室数
- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第 231 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければな

らない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(協力医療機関等)

第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第233条 指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力又はその自発的な活動等との連携を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 第222条第2項の提供した具体的な指定特定施設入居者生活介護の内容等の記録

(3) 第224条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第231条第3項の結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(準用)

第235条 第10条、第11条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条ま

で、第 35 条、第 36 条、第 38 条から第 39 条まで、第 53 条、第 54 条、第 108 条、第 109 条及び第 157 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 30 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 230 条」と、同項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第 53 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第 109 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 5 節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 236 条 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

(基本方針)

第 237 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態になった場合においても、利用者が指定特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 238 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (3) 計画作成担当者 1 以上(利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準規則第 225 条第 2 項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準規則第 224 条の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数と介護予防サービスの利用者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数の合計数以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1 以上(総利用者数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

3 第 1 項及び前項の利用者の数並びに前項の介護予防サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に 1 以上の指定特定施設の従業者(外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯については、この限りでない。

5 生活相談員のうち 1 人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第 2 項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第 2 項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち 1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第 2 項の場合にあっては、利用者及び介護予防サ

サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第 239 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第 3 款 設備に関する基準

第 240 条 外部サービス利用型指定特定施設(指定特定施設であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護が行われているものをいう。以下同じ。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての外部サービス利用型指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、外部サービス利用型指定特定施設の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 外部サービス利用型指定特定施設は、介護居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、介護居室の面積が 25 平方メートル以上である場合にあっては、食堂を設けないことができるものとする。

4 外部サービス利用型指定特定施設の介護居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすものとする。

ア 一の介護居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とするものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1 以上の出入り口は、避難に有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けるこ

と。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所は、介護居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 外部サービス利用型指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 外部サービス利用型指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設の構造及び設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準規則第 228 条第 1 項から第 7 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第 241 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第 243 条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅サービス事業所」という。)の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の介護居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該介護居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第 1 項の契約に係る文書に明記しなければならない。

ない。

4 第7条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(受託居宅サービスの提供)

第242条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的な受託居宅サービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び介護居室数
- (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の介護居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(受託居宅サービス事業者への委託)

第244条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第247条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基

準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準第 41 条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第 3 項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第 3 項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、外部サービス利用型指定特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(一部改正〔平成 28 年規則 15 号〕)

(記録等の整備)

第 245 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 第 242 条第 2 項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第 8 項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第 25 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 36 条第 2 項の苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録
- (7) 次条において準用する第 222 条第 2 項の提供した具体的な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容等の記録

(8) 次条において準用する第 224 条第 5 項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第 231 条第 3 項に規定する結果等の記録

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 246 条 第 10 条、第 11 条、第 20 条、第 25 条、第 30 条の 2、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条、第 36 条、第 38 条から第 39 条まで、第 53 条、第 54 条、第 108 条、第 109 条、第 220 条、第 222 条から第 225 条まで、第 228 条、第 229 条及び第 231 条から第 233 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 30 条の 2 第 2 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 32 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 243 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第 33 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 53 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設の従業者」と、第 109 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 222 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 225 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第 231 条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・30 年 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 12 章 福祉用具貸与

第 1 節 基本方針

第 247 条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第 8 条第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(一部改正〔平成 28 年規則 15 号〕)

第 2 節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第 248 条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福

社用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業及び指定福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準規則第237条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準規則第237条第1項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準規則第254条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準規則第254条第1項

(3) 指定特定福祉用具販売事業者 第265条第1項

(管理者)

第249条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理に支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第250条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第258条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材

指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準規則第236条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業が同一

の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 239 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第 251 条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域(その指定福祉用具貸与事業者が通常時に指定福祉用具貸与を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第 252 条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 253 条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得る。
- (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて貸与する福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が定められる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じる。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(福祉用具貸与計画の作成)

第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等について定めた福祉用具貸与計画(以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第272条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って福祉用具貸与計画を作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準

用する。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(運営規程)

第255条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第256条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(福祉用具の取扱種類)

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第258条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において、保管又は消毒が適切な方法により行われることを定めなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(揭示及び目録の備付け)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第255条の運営規程の概要その他の利用申込者の指定福祉用具貸与の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(記録等の整備)

第260条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定福祉用具貸与の内容等の記録

(3) 第258条第4項の結果等の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第 261 条 第 7 条から第 18 条まで、第 20 条、第 25 条、第 30 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで、第 54 条並びに第 106 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 255 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 9 条中「以下この章において同じ。）」とあるのは「以下この章において同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第 13 条第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 17 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 18 条第 1 項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 20 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 30 条の 2 第 2 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 106 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第 262 条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2 以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業及び基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準規則第 251 条第 1 項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第 263 条 第 7 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 25 条、第 30 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで(第 36 条第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 54 条、第 106 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 247 条、第 249 条、第 250 条並びに第 4 節(第 251 条第 1 項及び第 261 条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 263 条において準用する第 255 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 9 条中「実施地域(当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。))」とあるのは「実施地域(当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。))」、取り扱う福祉用具の

種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第264条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第265条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業及び指定特定福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準規則第237条第1項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準規則第254条第1項

(3) 指定福祉用具貸与事業者 第 248 条第 1 項
(管理者)

第 266 条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理に支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 267 条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準規則第 253 条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第 256 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第 268 条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第 269 条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第 44 条第 3 項の現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域(その指定特定福祉用具販売事業所が通常時に当該指定特定福祉用具販売を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第 270 条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる書類を利用者に対して交付しなければならない。

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所の名称を記載した書面
- (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第 271 条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得る。
- (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が定められている場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第 272 条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等について定めた特定福祉用具販売計画(以下「特定福祉用具販売計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第 254 条第 1 項に規定する項の福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録等の整備)

第 273 条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 第 268 条の提供した具体的な指定特定福祉用具販売の内容等の記録
- (3) 次条において準用する第 25 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 36 条第 2 項の苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第 274 条 第 7 条から第 13 条まで、第 15 条から第 17 条まで、第 25 条、第 30 条の 2、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで、第 54 条、第 106 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 252 条、第 255 条から第 257 条まで並びに第 259 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 28 条」とあるのは「第 274 条において準用する第 255 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 9 条中「以下この章において同じ。）」とあるのは「以下この章において同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 13 条第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 17 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 30 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 31 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 106 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第 252 条第 2 項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第 255 条第 4 号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 256 条及び第 257 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

第 14 章 雑則

(追加〔令和 3 年規則 25 号〕)

(電磁的記録等)

第 275 条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、

謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。))及び第222条第1項(第246条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(追加〔令和3年規則25号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。)附則第3条に該当する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設については、第149条第6項第1号ア及びイ、第2号本文並びに第7項の規定は適用しない。

3 基準省令附則第6条に該当する指定短期入所療養介護事業所は、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法^{のり}による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

4 基準省令附則第7条に該当する指定短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る一の病室の病床数は、4以下としなければならない。

5 基準省令附則第8条に該当する指定短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る病室の床面積は、内法^{のり}による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

6 基準省令附則第9条に該当する指定短期入所療養介護事業所については、機能訓練室

は、内法^{のり}による測定で 40 平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

7 基準省令附則第 10 条に該当する指定短期入所療養介護事業所は、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法^{のり}による測定で、療養病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

8 基準省令附則第 11 条に該当する指定短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る一の病室の病床数は、4 以下としなければならない。

9 基準省令附則第 12 条に該当する指定短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る病室の床面積は、内法^{のり}による測定で、入院患者 1 人につき 6.4 平方メートル以上としなければならない。

10 基準省令附則第 13 条に該当する有料老人ホームにあつては、第 218 条第 3 項又は第 240 条第 3 項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

11 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 12 年厚生労働省令第 37 号)附則第 2 項に該当する老人短期入所事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設については、第 184 条第 2 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号本文の規定は、適用しない。

12 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 15 年厚生労働省令第 28 号)附則第 3 条に該当する事業所について、第 169 条第 6 項第 1 号イ(イ)の規定を適用する場合には、同号イ(イ)中「2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

13 平成 15 年 3 月 31 日以前の日から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(ユニット型指定短期入所生活介護を除く。次項において同じ。)の事業を行う事業所(同月 31 日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項において同じ。)は、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。

14 平成 15 年 3 月 31 日以前の日から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であつて、第 9 章第 2 節及び第 5 節に規定する基準を満たすものが、その旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

15 平成 17 年 9 月 30 日以前の日から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(ユニット型指定短期入所療養介護を除く。次項において同じ。)の事業を行う事業所(同月 30 日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項において同じ。)は、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないも

のとみなす。

16 平成 17 年 9 月 30 日以前の日から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所であって、第 10 章第 2 節及び第 5 節に規定する基準を満たすものが、その旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

17 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 18 年厚生労働省令第 33 号。以下「平成 18 年改正省令」という。)附則第 2 条に該当する介護居室については、第 218 条第 4 項第 1 号ア及び第 240 条第 4 項第 1 号アの規定は適用しない。

18 平成 18 年改正省令附則第 5 条に該当する養護老人ホームについては、第 240 条第 4 項第 1 号アの規定は適用しない。

19 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 106 号。以下「平成 23 年改正省令」という。)附則第 2 条第 1 項に該当する事業所(平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定の更新を行ったものを除く。)については、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、平成 23 年改正省令による改正前の基準省令に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準によることができる。

20 平成 23 年改正省令附則第 2 条第 2 項に該当する事業所(平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定の更新を行ったものを除く。)については、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、平成 23 年改正省令による改正前の基準省令に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準によることができる。

21 基準省令附則第 14 条に該当する医療機関併設型指定特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第 216 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

(追加〔平成 30 年規則 16 号〕)

22 基準省令附則第 15 条に該当する医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第 238 条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(追加〔平成 30 年規則 16 号〕)

23 基準省令附則第 16 条に該当する医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、

当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第 218 条及び第 240 条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(追加〔平成 30 年規則 16 号〕)

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 22 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。)附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定(整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「旧法」という。)第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法(以下「法」という。)第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

(1) 第 2 条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「旧指定居宅サービス等基準規則」という。)第 4 条第 2 項及び第 5 項、第 6 条第 2 項、第 41 条第 3 項並びに第 43 条第 2 項の規定

(介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所」という。)又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

(1) 略

(2) 旧指定居宅サービス等基準規則第 98 条第 1 項第 3 号及び第 8 項、第 100 条第 4 項、第 130 条第 1 項第 3 号及び第 7 項並びに第 132 条第 4 項の規定

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 16 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中指定居宅サービス

の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第 253 条第 1 号の改正及び第 2 条中指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第 249 条第 1 号の改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第 1 条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下この項において「旧指定居宅サービス等基準規則」という。)第 88 条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準規則第 88 条から第 90 条まで及び第 93 条第 3 項の規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 23 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日規則第 25 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第 38 条の 2(新指定居宅サービス等基準規則第 40 条の 3、第 45 条、第 57 条、第 61 条、第 77 条、第 87 条、第 96 条、第 111 条、第 113 条、第 133 条、第 144 条、第 166 条(新指定居宅サービス等基準規則第 179 条において準用する場合を含む。)、第 179 条の 3、第 186 条、第 202 条(新指定居宅サービス等基準規則第 214 条において準用する場合を含む。)、第 235 条、第 246 条、第 261 条、第 263 条及び第 274 条において準用する場合を含む。)、第 2 条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第 53 条の 10 の 2(新指定介護予防サービス等基準規則第 61 条、第 73 条、第 83 条、第 92 条、第 122 条、第 141 条(新指定介護予防サービス等基準規則第 158 条において準用する場合を含む。)、第 163 条の 3、第 170 条、第 180 条(新指定介護予防サービス等基準規則第 195 条において準用する場合を含む。)、第 216 条、第 233 条、第 247 条、第 252 条及び第 261 条において準用する場合を含む。)、第 3 条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新養護老人ホーム基準規則」という。)第 29 条、第 4 条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第 38 条の 2(新指定介護老人福祉施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。)、第

5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)、第38条の2(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)、第37条の2、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。)、第30条の2(新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)、第33条(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。))並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)、第39条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第28条(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3及び第45条において準用する場合を含む。)、第55条(新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第75条、第85条、第94条、第105条(新指定居宅サービス等基準規則第113条及び第133条において準用する場合を含む。)、第141条、第162条(新指定居宅サービス等基準規則第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。)、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条(新指定居宅サービス等基準規則第263条及び第274条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条(新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条(新指定介護予防サービス等基準規則第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。)、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条、第241条(新指定介護予防サービス等基準規則第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第6条、新指定介護老人福祉施設基準規則第26条及び第48条、新介護老人保健施設基準規則第27条及び第48条、新指定介護療養型医療施設基準規則第26条、新特別養護老人ホーム基準規則第6条(新特別養護老人ホーム基準規則第46条において準用する場合を含む。))及び第32条(新特別養護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第6条(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準規則第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第30条の2(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2の2(新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。)、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第22条の2、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条の2(新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第28条の2(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条の2、新特別養護老人ホーム基準規則第23条の2(新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第23条の2(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準規則第29条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第31条第3項(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条及び第274条において準用する場合を含む。)、第109条第2項(新指定居宅サービス等基準規則第113条、第133条及び第166条(新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第235条及び第246条において準用する場合を含む。)、第142条第2項(新指定居宅サービス等基準規則第202条(新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第258条第2項(新指定居宅サービス等基準規則第263条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防サービス等基準規則第53条の3第3項(新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条及び第261条において準用する場合を含む。)、第120条第2項(新指定介護予防サービス等基準規則第180条(第195条において準用する場合を含む。))において準用す

る場合を含む。)、第138条の2第2項(新指定介護予防サービス等基準規則第158条、第163条の3、第170条、第216条、第233条において準用する場合を含む。)及び第244条第6項(新指定介護予防サービス等基準規則第252条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第55条の2第3項(新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第106条第3項(新指定居宅サービス等基準規則第113条、第133条、第144条、第166条、第179条の3、第186条及び第202条において準用する場合を含む。)、第177条第4項、第212条第4項及び第231条第4項(新指定居宅サービス等基準規則第246条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2第3項(新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第119条の2第3項(新指定介護予防サービス等基準規則第141条、第163条の3、第170条及び第180条において準用する場合を含む。)、第156条第4項、第193条第4項及び第212条第4項(新指定介護予防サービス等基準規則第233条において準用する場合を含む。)、新介護老人ホーム基準規則第22条第3項、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条第3項及び第49条第4項、新介護老人保健施設基準規則第28条第3項及び第49条第4項、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条第3項、新特別介護老人ホーム基準規則第23条第3項(新特別介護老人ホーム基準規則第46条において準用する場合を含む。)及び第38条第4項(新特別介護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第23条第3項(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第29条第3項及び第50条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第42条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア及び第49条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準規則第169条第6項第1号ア(イ)、新指定介護予防サービス等基準規則第152条第6項第1号ア(イ)並びに新特別介護老人ホーム基準規則第33条第4項第1号ア(イ)及び第48条第4項第1号ア(イ)の規定の適用において準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中

同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準規則第 169 条第 6 項第 1 号ア (イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア	新指定居宅サービス等基準規則第 146 条第 1 項第 3 号
	第 49 条第 2 項	第 177 条第 2 項
新指定介護予防サービス等基準規則第 152 条第 6 項第 1 号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア	新指定介護予防サービス等基準規則第 128 条第 1 項第 3 号
	第 49 条第 2 項	第 156 条第 2 項
新特別養護老人ホーム基準規則第 33 条第 4 項第 1 号ア(イ)及び第 48 条第 4 項第 1 号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア	新特別養護老人ホーム基準規則第 10 条第 1 項第 4 号ア
	第 49 条第 2 項	第 38 条第 2 項(新特別養護老人ホーム基準規則第 50 条において準用する場合を含む。)

8 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 9 号)附則第 7 条に規定する建物の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第 1 条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第 169 条第 6 項第 1 号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。)、第 2 条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第 152 条第 6 項第 1 号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。)、第 4 条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則第 42 条第 1 項第 1 号ア(ウ)b 並びに第 7 条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第 33 条第 4 項第 1 号ア(エ)b 及び第 48 条第 4 項第 1 号ア(エ)b の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。